

令和5年第4回大町町議会（定例会）会議録（第4号）						
招集年月日	令和5年6月12日					
招集の場所	大町町議事堂					
開散会日時 及び宣言	開議	令和5年6月16日	午前9時29分	議長	諸石重信	
	散会	令和5年6月16日	午前10時46分	議長	諸石重信	
応（不応）招議員 及び出席並び に欠席議員 出席 8名 欠席 0名 凡例 ○ 出席を示す △ 欠席を示す × 不応招を示す ▲ 公務出張を示す	議席番号	氏名	出席等の別	議席番号	氏名	出席等の別
	1	諸石重信	○	5	山下淳也	○
	2	三根和之	○	6	早田康成	○
	3	北沢 聡	○	7	三谷英史	○
	4	江口正勝	○	8	藤瀬都子	○
会議録署名議員	4番	江口正勝	5番	山下淳也		
職務のため議場に出席した者の職氏名	事務局長	坂井清英	書記	古賀直		
地方自治法 第121条により 説明のため出席 した者の職氏名	町長	水川一哉	副町長	内田学		
	会計管理者	井上精一	教育長	尾崎達也		
	総務課長	井原正博	総務課参事	副島徳二郎		
	企画政策課長	藤瀬善徳	生活環境課長	前山正生		
	町民課長	吉村秀彦	子育て・健康課長	森 ゆかり		
	福祉課長	宮崎貴浩	農林建設課長	高田匡樹		
	教育委員会事務局長	井手勝也				
議事日程	別紙のとおり					
会議に付した事件	別紙のとおり					
会議の経過	別紙のとおり					

# 議 事 日 程 表

▽令和5年6月16日

日程第1 議案等に対する質疑

日程第2 議案等の委員会付託

---

午前9時29分 開議

○議長（諸石重信君）

ただいまの出席議員は8名でございます。定足数に達しておりますので、令和5年第4回大町町議会定例会4日目は成立しました。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付の議事日程表のとおりでございます。議事進行につきましては、御協力のほどよろしくお願い申し上げます。

## 日程第1 議案等に対する質疑

○議長（諸石重信君）

日程第1. これより町長提出の議案に対する質疑を一括して行います。

なお、質疑は提出された議案に関する質問であります。御理解いただき、進行に御協力をお願いいたします。

質疑については、まず専決、次に条例、最後に補正予算と分けてお願いいたします。

まず、専決について質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（諸石重信君）

ないようですので、条例に移ります。

条例に関しては、最初に議案番号をお示してください。

条例について質疑ございませんか。三谷議員。

○7番（三谷英史君）

議案第27号、空き家条例について。

ページ数が書いてありませんけれども、第14条、緊急安全措置ということで、今回新設が

なされておりますが、この新設に至った経緯といいますか、新設された目的、そして、どういったものが対象となり、どういった措置が町として施されていくのかということについて、町民の皆さん方に分かりやすいような形でもって説明をお願いしたいというふうに思います。

それと、先日、一般質問の中で、この空き家の条例ということで、今現在、解体についての助成がなされておりますが、その助成について補助率、補助額がアップされたという形でもっての御提案、説明がありましたけれども、その点も含めて使い勝手がよくなりましたので、広く町民の皆さん方に周知を図るといような部分を含めまして、答弁をお願いしたいと思います。

以上です。

**○議長（諸石重信君）**

生活環境課長。

**○生活環境課長（前山正生君）**

ただいま三谷議員から御質問された件についてお答えいたします。

この緊急安全措置につきましては、危険な空き家が増えてきておりますので、この緊急安全措置を追加しております。

緊急安全措置の具体的な内容としましては、危険箇所の解体、補強、剥落した外壁材の撤去、移動、飛散のおそれがある具材の打ち付け、飛散防止のためのシート、ネット等の措置による養生、注意喚起のためのカラーコーン、ロープ、看板等の設置、生活道路、生活用水路の確保等を想定しております。

空き家の補助率を増減いたしましたけれども、その周知としましては、解体助成のチラシを全戸配布しようと思っております。

以上です。

**○議長（諸石重信君）**

三谷議員。

**○7番（三谷英史君）**

ちょっと分かりにくいんですけども、まず緊急安全措置ですけども、いわゆる対象となる範囲というか、今からのことですから、ちょっと事案を積み重ねて、今後検討はされていくかというふうに思いますけれども、ちょっと我々がどういう――漠とでいいですけども、どういった場合に町なり何なりをお願いをしてこの措置をやっていただけるものなのか

ということですね。

例えば、今ちょっと御答弁がなかったんですけども、空き家の解体助成を今現在やられていますけれども、空き家全部を対象としたものじゃないわけですよね。あくまでも周りに危害を及ぼす危険な空き家というのが対象になると。一つの対象範囲、要件があるわけですね。これもいろいろ漠と書いていますけれども、人の生命、身体、財産に重大な危険を及ぼす云々と書いてありますけど、大体どんなところを想定して、そして、どういう被害が起きたときにどんなことを町としてやっていただけるものなのかですね。まずちょっとその辺の整理をしたいと思うんですけども、お願いします。

○議長（諸石重信君）

生活環境課長。

○生活環境課長（前山正生君）

質問にお答えいたします。

まず、区長さん、町民さんから通報がありまして、うちのほうで調査を行います。調査を行って、そこで危険な空き家と認定されますと、うちが助言、勧告、最終的に代執行という形になります。

以上です。

○議長（諸石重信君）

三谷議員。

○7番（三谷英史君）

その説明は第14条の緊急安全措置の説明——まず、整理する意味で、この緊急安全措置から。すみません、2つ一緒に出したもので。

この緊急安全措置でちょっと今質問をしたんですけど、それをちょっとお願いします。

○議長（諸石重信君）

生活環境課長。

○生活環境課長（前山正生君）

緊急安全措置につきましては、空き家の倒壊等が原因で町民等の生命、身体、財産に重大な危害を及ぼす等の危険な状態が切迫しているとき、また、空き家の所有者等が空き家の状況を改善して危険を避ける措置をする時間がない場合として、危険回避のための最小限度の措置を行う予定となっております。

○議長（諸石重信君）

三谷議員。

○7番（三谷英史君）

この場合、前提として、大体そこの空き家に誰も住んでいらっしやらない、そして、屋根瓦あたりが浮いていると、何か台風でも来れば瓦が飛ぶような、そういうふうな状況で、かなり周りに危害を及ぼす、その可能性が高くなったという形で近所の人たちがお話をされますよね。そして、それを区長なり分館長、民生委員なりにいろいろ上げていって、それを役場のほうにお願いをして、例えば、屋根瓦が飛ばんごとしてやるとか、戸がガタガタしよっけんが、そいば補強してやるとか、大体そういうのを想定しての措置なのか。ちょっとよく分からない、この文章だけで読んでもよくイメージができませんので、あえて質問をしておりますけど。

○議長（諸石重信君）

生活環境課長。

○生活環境課長（前山正生君）

基本的には空き家は個人の財産になりますので、所有者がおられる場合は所有者のほうにお願いをして、あくまでも緊急ですので、措置する時間がない場合は町で行う予定にしております。

○議長（諸石重信君）

町長。

○町長（水川一哉君）

私のほうから説明をさせていただきたいと思います。

例で言いますと、例えば磯路で火事があった、そのまま建ててあったですよ。あるいは、台風が来るということで危ないということ倒して網を張ったというようなことで、周りに危険が及ばないように町でやるための決まりをつくろうと。あるいは、まだこういうとはなかった中で、議員の皆さんとお話をして、そして、同意のもとで処理をしたということなんです。だから、そのほかの地区にもあります、いろんな形で所有者がおられないところとか、おられるところは代執行でやっていきますけれども、そういう所有者がいないところ等が危険を及ぼすということになれば、町のほうから緊急的に倒すだけとか、網を張ったりとか、そういう対処をしていきたいというふうに考えております。

○議長（諸石重信君）

三谷議員。

○7番（三谷英史君）

完全に解体までするということ。

御存じのとおり、今まで周りにも瓦が浮いったり、結構あつとですよ。そして半分倒れても瓦だけちょっと乗っておるとか、そういうのが結構現実にあるわけですよ。中にはビニールシートをかぶせてそのままにしとつところもあるし。台風とかが来れば、どがんなるかとやっぱり周りの人が心配しんさつですよ。例えば、瓦も飛ぶっちななかろうかと、風が吹いたら倒るっちななかろうかと、そういうのが現実にあるんですよ。そういうものも対象に想定しているかどうかというのもちょっと併せて聞きたいので、お伺いします。（発言する者あり）

○議長（諸石重信君）

常任委員会ということでよろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）

ほかにございませんか。三根議員。

○2番（三根和之君）

私のほうからは、議案第26号、大町町消防団員の定員等の条例に関することについて、実は月曜日に勉強会をし、その折に議案質疑でお願いをするということまでしております。

質問の内容としましては、今回、提案されている定員の人数の問題をまず初めに質問させていただきたいと思います。

といいますのは、230人から200人に減員されたと。勉強会のときでも現団員数が198人というような状況からして200人が妥当かなということで思っておりますが、消防団の組織等に関する規則というのがあるんですよ。その中に別表で、現在230人の人数が表示されており、各部にそれぞれ分かれております。私もお話をさせていただきましたが、特に3部については、六角川周辺もありますので、人員の数というものを現状として230人のうち3部が35人配置をされているんですよ。現段階でこの規則の改正についてはどのようにされているかを第1点目としてお聞きをしていきたいということで思っております。

それから第2点目は、月曜日の勉強会でもお話ししましたが、今回、団員等の報酬が3万6,500円に上がったということで、この3万6,500円の基礎が、交付税単価の額がどうなっているのかということが分からなかったものでお聞きをしたいということで思っております。

あと、団員の中に支援団員というのがあるかと思います。今現在、支援団員の数が162名、定員の約7割がこの団員と支援団員の構成になっているところです。ただ、この支援団員が現段階で何人おるのか、そういうことを含めて質問をさせていただきます。

以上です。

○議長（諸石重信君）

総務課長。

○総務課長（井原正博君）

お答えします。

まず、規則の改正等については、条例が通った後、これを上程しておりますので、改正が行われた後に改正をしていきたいと考えております。

次に、交付税の単価のほうは3万6,500円となっております。よろしいですか。

最後に、支援団員の数というのは、令和5年度の当初の段階で16名となっております。

以上です。

○議長（諸石重信君）

三根議員。

○2番（三根和之君）

ありがとうございました。

確かに、交付税単価と合わせた3万6,500円というのは1日100円というようなことで実際的になられているかと思うんですが、この中で佐賀県内をちょっと見ますと、鳥栖で4万1千円程度もあったということも調べさせていただいておりますが、町として交付税単価まで引き上げましたというような考え方がされているのか、そこら辺はどうでしょうか。

○議長（諸石重信君）

総務課長。

○総務課長（井原正博君）

本町は交付税で示されているモデル単価で設定をしておりますので、そこを増額というのはちょっと考えておりません。

以上です。

○議長（諸石重信君）

三根議員。

○2番（三根和之君）

最後ですが、この支援団員の数が今16名ということでお話をされていたんですが、今後、この報酬を団員と同じ3万6,500円に改定をされるとするならば、その消防団員の減少に対する団員の募集についてもどう取り組んでいかれるのか。特に、時間的に余裕があれば、支援団員の数のウェートを上げていくというようなことを考えていくべきじゃないかなということも思っております。そこら辺を含めて、最後ですが、総務課長の見解をお願いします。

○議長（諸石重信君）

総務課長。

○総務課長（井原正博君）

支援団員については、原則60歳以上ということで設定はしておりますが、支援団員については、通常の火災消火活動以外の式典等の部分は任意で出席等になっております。あくまでも消火活動、防災活動等での出動ということで支援団員はしておりますので、団の構成上、支援団員数を増やしていくということは、その辺の式典の出席等に参加する団員数の部分にも影響してきますので、団の裁量といいますか、バランス、支援団員が増え過ぎても——消火活動はできるけれども、通常の訓練だとか式典等での数の充足、その辺が満たされない部分があるかと思っておりますので、それは団のほうで判断されて、加除されている部分はあると思います。町としては、あくまでも一般の団員、そちらのほうを増やしていただくという考えで進めていきたいと思っております。

以上です。

○議長（諸石重信君）

ほかにございませんでしょうか。4番江口議員。

○4番（江口正勝君）

空き家のお話を聞いたかったんですが、三根議員が消防団のお話になったので、こっちのほうから先に聞きます。

支援団員の年額が5,520円だったのが、今回の改正、提案で3万6,500円、3万円ぐらい上がっているんですね。単純に考えて、何でそんなに上がるのと思っちゃうと思うんですが、これは町独自の判断でこの金額が出てきたのか、あるいは、どこかの団体等からの要請があったのか、圧力とまでは言いませんけど、その辺の事情をちょっとお伺いできればと思っています。よろしくをお願いします。



○議長（諸石重信君）

総務課長。

○総務課長（井原正博君）

先ほども申しましたが、交付税の単価としては一般団員も支援団員のほうも区別なく、3万6,500円が標準単価となっておりますので、そこに区別はつけておりません。

以上です。

○議長（諸石重信君）

江口議員。

○4番（江口正勝君）

それは一般常識とか、あるいは、ほかの自治体との絡みで、町のほうでこれが妥当だろうという判断がされたということですね。

○議長（諸石重信君）

総務課長。

○総務課長（井原正博君）

先ほどの答えと重複しますが、それはあくまでも町が独自で交付税の算定の中で一般団員の単価が3万6,500円ということですので、区別なくというところで設定しております。他市町とかそういったことではございません。

以上です。

○議長（諸石重信君）

江口議員。

○4番（江口正勝君）

この件はいいですけれども、最初に空き家のお話があったときに手を挙げたんですけれども……

○議長（諸石重信君）

議案第27号でよろしいですか。

○4番（江口正勝君）

議案第27号に寄付の申出というところがありますね。これを削るということなんですが、せっかく寄附したいと言っておられるのに、これは要りませんよというようなことになっちゃうと思うんですけれども、私は直感的に、もらったら逆に町の管理業務が増えるから、

それで削られたのかなというふうに感じましたけれども、この辺がどうであるかということ。

もう一点、緊急安全措置のところは、第2項「町長は、前項の措置を講じたときは、当該措置に要した費用を所有者等から徴収することができる。」とありますけれども、金のない所有者はどうするのか。あるいは、所有者が不明である、そういう土地の場合の扱いがどうなるのか、この2点をちょっとお伺いしたいんですけど。

**○議長（諸石重信君）**

生活環境課長。

**○生活環境課長（前山正生君）**

江口議員から御質問された件についてお答えいたします。

まず、1点目の寄付の申出の削除についての質問ですが、大町町では国庫補助を活用した空き家再生等推進事業に取り組んでおりますが、本年、制度見直しがあり、本町が寄附を受けて所有した不良住宅の受託が国庫補助の対象外となりましたので、今回、寄付の申出を削除しております。

また、空き家は普通財産となりますので、今後、寄附の申出があった場合は、寄附受納事務の主管であります農林建設課で受託するか、判断することとなります。

2点目につきましての質問ですけれども、費用請求につきまして、所有者がいる場合は周知をして、使用者の請求徴収を行うこととしております。また、所有者不明の場合は告知を行うようにしております。

以上です。

**○議長（諸石重信君）**

江口議員。

**○4番（江口正勝君）**

先ほどの削った部分に関しては、農林建設課との相談の道が残されているということで、それはよしとしましょう。

この告知をするということは、土地の所有者がいないのに、誰にどうやって告知をするんですかね。

**○議長（諸石重信君）**

生活環境課長。

**○生活環境課長（前山正生君）**

告知につきましては、町の掲示板に掲載をする予定であります。

○議長（諸石重信君）

江口議員。

○4番（江口正勝君）

そういうやり方しかないのかもしれませんが、土地の所有者も判明しない中で、その対象となる人がそれを見るかどうか分かんないですね。一方通行的な処理対応ということだと思いますけれども、そこら辺はもうちょっと実効性のあるやり方を工夫していったらいかなというふうに思います。

以上、終わります。

○議長（諸石重信君）

ほかにございませんか。早田議員。

○6番（早田康成君）

議案第26号に関しまして、団員の分につきましては基準的などころがあるというふうなことであったわけですが、この中の別表第2、出勤報酬の額についての基準、こういったものはどこから算出されてきたか、どこのものを参考にされたか、こういったところも併せて、何かこれに対して法的なところはあるのかどうか、よろしくをお願いします。

○議長（諸石重信君）

総務課長。

○総務課長（井原正博君）

お答えします。

出勤報酬についても、消防庁のほうから1日8千円を限度にというところでお示しをされているところです。

以上です。

○議長（諸石重信君）

早田議員。

○6番（早田康成君）

次、議案第29号をお願いします。

大町町企業版ふるさと納税基金条例、これを制定するということですが、この基金について、将来的にどういうふうな扱いをしていくのかということについて、このちょっと

中身を見とって、何に使うのかなというふうな感じがあったんですけども、これについて御説明をお願いします。

○議長（諸石重信君）

企画政策課長。

○企画政策課長（藤瀬善徳君）

お答えいたします。

企業版ふるさと納税につきましては、平成28年に第1期、そして令和3年のほうに第2期となります、大町町まち・ひと・しごと創生総合戦略を策定しております。

この企業版ふるさと納税につきましては、地方創生応援税制として2016年から開始されておりまして、各自治体が策定しております、まち・ひと・しごと創生総合戦略を基に作成いたします地域再生計画、こちらに沿った事業に対して寄附をいただくものでございます。

流れといたしましては、先ほど申し上げました、現在、地方再生計画を策定して、国のほうに今、認定を出しております。その認定が下りましたら、計画に基づいていろんな事業を決定することとなります。その事業につきましては、町の総合計画とか公共施設総合管理計画、それから過疎計画等のいろんな計画等も参考にしながら事業を計画して、数本の事業に絞った上で、その事業に対して企業のほうから寄附を募る、寄附をいただくということになります。

今回の企業版ふるさと納税は寄附に対する謝礼等のほうは発生いたしません。企業のメリットと言われるものが、全国的に地方再生というものがクローズアップされておりますので、企業自体がその各自治体の地方再生の事業に貢献しているということを公表できるということになっておりますので、企業のイメージアップとなる、それから今まで付き合いのなかった自治体等との新たなパートナーシップができる、それと一番のところ、これは令和6年度末までとなっておりますが、令和6年度末までは法人関係税が約9割軽減されるということになっているところです。

以上、簡単ですが、お答えとさせていただきます。

○議長（諸石重信君）

早田議員。

○6番（早田康成君）

ありがとうございました。

私も知らんわけじゃないんです。私が聞いているのは、これを使って今後、将来的にどういうふうに持っていくのかということ、青写真の一つもないかなということ聞いておるわけですけども、この状態でどうですか。何かあったら。なかったらなかったで結構ですよ。

○議長（諸石重信君）

企画政策課長。

○企画政策課長（藤瀬善徳君）

すみません、お答えいたします。

今回の第2期の総合戦略の基本目標の中に「活力ある働きやすいまちをつくる」、それから「大町町への新たなひとの流れをつくる」、「子どもを生子・育てやすいまちをつくる」、「ずっと暮らせる住みよいまちをつくる」ということで大きな柱が4本あります。その中には、また目標数値等も掲げられておりますので、そこに見合った事業を計画して、それに対して寄附をいただくという形になっております。

以上です。

○議長（諸石重信君）

早田議員。

○6番（早田康成君）

最後になりますけれども、そのためにはというところを聞いたかったので、これで終わります。

○議長（諸石重信君）

ほかにございませんか。三谷議員。

○7番（三谷英史君）

空き家の解体でちょっと聞き忘れた点がありましたので、もう一点だけ。

さっきの江口議員の質問で、寄附からのとをいわゆる交付金関係で一応ここから落として、あとは農林建設のほうに移行して、向こうのほうで判断されるということですけども、これからの運用はどういうふう、今までとあんまり変わらんような運用をやっていくのか、それとも、やっぱり縛り的にきつくなるのか、その寄附を受けるほうとしてその基準はどういうふう考えていますか。

○議長（諸石重信君）

先ほどちょっと議案外、その方針は示されておられませんので。どうぞ、三谷議員。

○7番（三谷英史君）

向こうのほうに事務を引き継ぐみたいなことを言われたもので、今後、今までやりよったあの運用に対して基準がきつくなるのか、今までどおりになるのかという。

○議長（諸石重信君）

またそれはその話が進んだときにどうぞ。

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（諸石重信君）

ないようですので、補正予算に移ります。

補正予算に関しては、同じく議案番号、次にページ数をお示してください。

それでは、財政事情も含め、補正予算について質疑ございませんか。山下議員。

○5番（山下淳也君）

議案第30号 令和5年度大町町一般会計補正予算（第2号）について。

ページ数が21ページのカメラ付きインターホン設置費補助金と、22ページの自転車用ヘルメット購入費補助金についてですけれども、財源は一般財源ということで、要綱のほうを見させていただきまして、3月31日までという期限が切っております。そこで、3,000千円の予算が計上されておりますけれども、この予算を超える場合はどのように対処いたされるのでしょうか。

○議長（諸石重信君）

総務課長。

○総務課長（井原正博君）

予算を超える場合は補正等を対応していきたいと思っております。

ちょっと確認なんですけど、カメラ付きインターホンの設置、そちらの部分が令和6年の3月31日までとなっております。

以上です。

○議長（諸石重信君）

山下議員。

○5番（山下淳也君）

ヘルメットのほうも当該年度の3月31日までとなっていますけど。

○議長（諸石重信君）

総務課長。

○総務課長（井原正博君）

年度的にはそうっておりますが、事業的には当面継続していく考えであります。

以上です。

○議長（諸石重信君）

早田議員。

○6番（早田康成君）

補正予算、議案第30号でお願いします。

まず、ここの分で、昨日、要綱をもらいましたけれども、補助対象者が第2条のところにありますけれども、すみません、その中のヘルメットの分で、大町町内に居住し、大町町の住民基本台帳に登録されている者ということ基準が決められておりますけれども、この場合、もう今持っておるといふ人が、うちの親戚が白石におっばい、こい買うてやろうか、この見分け方は何かありますか。

○議長（諸石重信君）

総務課長。

○総務課長（井原正博君）

お答えします。

これが購入費の補助金交付申請書兼請求書に申請者並びに使用者のほうを記入していただくことになっておりますので、そちらのほうで確認をしていくことになると思います。

以上です。

○議長（諸石重信君）

早田議員。

○6番（早田康成君）

それで確定していいのかなというところもあるんですけども、それは第7条のところ、偽り、その他不正な手段によって補助金等の交付を受けたという形に入るかと思うんですけども、これに対して、そういうふうによろうと思えばやれると思うんです。それをどう見抜くか。その申請書だけで基準を満たしていいのかどうか。

○議長（諸石重信君）

総務課長。

○総務課長（井原正博君）

そうですね、これについては申請書で確認するしかすべはないと思っております。

以上です。

○議長（諸石重信君）

早田議員。

○6番（早田康成君）

この補助に関しまして、5千円ということで上限が決められていますけれども、勉強会有的时候には、そのヘルメットの価格はピンからキリまでであるというふう聞いております。江北町は2千円というところで、大町町は財政に余裕があるかどうか知りませんが、5千円という基準はどこから出たかということをお願いします。

○議長（諸石重信君）

総務課長。

○総務課長（井原正博君）

お答えします。

先ほど早田議員が申しましたように、勉強会の折は値段のほうはピンからキリ、調べましたところ、数千円から十数万円まであるかと思えます。

大町町では、自転車の転倒事故の際に頭部損傷の軽減を減らせる自転車用のヘルメット、この普及推進を少しでも図りたい、一助になればというところを考えておりますので、金額については別に他市町がどうこうだからというところではなくて、大体相場が1万円前後というところもございましたので、半額程度の5千円を設定しているところです。

以上です。

○議長（諸石重信君）

早田議員。

○6番（早田康成君）

では次、カメラ付きのインターホン設置について。急に私はこれを聞いたんですけども、前からこういう話があったんですか。

○議長（諸石重信君）



総務課長。

○総務課長（井原正博君）

それにつきましては、最近そういった事件等の発生が頻繁に見られるというところで、訪問者に対してセキュリティーを上げるというところで考えて、今回、計上しているところです。

以上です。

○議長（諸石重信君）

早田議員。

○6番（早田康成君）

一応皆さんの認識と合わせて、その事例というのは、カメラ付きインターホンがなかったからそういう事故が起こったのか、事件が起こったのかということはいえないでしょう。あのインターホンで、カメラがついておるのに宅配業者を装ってやろうとする人はやれるんですよ。だから、そういったところの事例と合わせて、どういうふうなお考えでこの要綱を作って予算をつけたのかということをお願いします。

○議長（諸石重信君）

総務課長。

○総務課長（井原正博君）

お配りしております要綱案、こちらの趣旨にもお示ししているとおり、町民の防犯意識を高めるというところで、一助になればと思って計上しているところです。

以上です。

○議長（諸石重信君）

早田議員。

○6番（早田康成君）

第2条のところ。ヘルメットと同じように、自分のところにつけている人がほかのところの市町にやろうかという話も出てくるかと思うんですけれども、これはヘルメットと一緒にすか。

○議長（諸石重信君）

すみません、早田議員。一応基本が3回までとなっておりますので、その部分、個別個別ではなくて、合致して質問をお願いしてよろしいですか。

早田議員、先ほどおっしゃられた、これはどういう目的でされたか、それで、次はその後の、例えば不正があった場合というのではなくて、最初に御質問された目的は何か、そして不正があった場合どうするのか、同じタイミングの質問でお願いしてよろしいですか。

(「じゃ、連続で行けばいいわけですね。分かりました」と呼ぶ者あり) どうぞ、早田議員。

**○6番(早田康成君)**

同じように、ヘルメットと同じようなこのインターホンの条件の中で補助対象者というのは考えて、確認方法も一緒だということだというふうにされているのか。

それから、第3条のところの上限1万円、2分の1を乗じたところというのと合わせて、この購入場所はどこなのか、インターネットでもいいのかどうか、ここについてお願いします。

それから、第7条のほかの町への転売等が可能性としてはなきにしもあらず、こういったところの不正の見抜き方を併せて御答弁ください。

**○議長(諸石重信君)**

総務課長。

**○総務課長(井原正博君)**

基本的にはヘルメットと同じということでお答えしたいと思います。

それから、カメラ付きのインターホンについては、設置写真等も添付をしていただきますので、その辺で総合的に判断していくことになるかと思えます。

以上です。

**○議長(諸石重信君)**

早田議員。

**○6番(早田康成君)**

あと、詳しくは常任委員会のほうでやらせていただきます。

以上です。

**○議長(諸石重信君)**

三谷議員。

**○7番(三谷英史君)**

カメラ付きインターホンの件ですけれども、先ほど私自身もちょっとこれを見て唐突な感じがしたんですけれども、もちろん、インターホンそのものの有用性は分かります。ですか

ら、必要であれば個人で買われたらいいかと思うんですけれども、これを町として補助することに対していかがなものかどうかということで、今後、委員会で審議します。

その審議の土台として、前提として、例えば老友会であるとか、民生委員会であるとか、それとか、あと消費者相談のあの団体であるとか、また警察、こういったところから非常にいろんな犯罪とかいろんな問題、トラブルが起きているからどうしても増やしたいと、そういう要望があって、町として何らかの助成をしてもらえんだろうかという、何かそういう強い働きかけか何かがあったのかどうかですね。あったのであればそういうことで、ちょっと今から審議をやっていきますので、前提としたいと思いますので、お願いします。

○議長（諸石重信君）

町長。

○町長（水川一哉君）

どこからいろんなお願いがあっておりません。これは安心・安全なまちづくりの一助になるということで今回提案をしております。だから、その辺のところは委員会のほうでお願いしたいと思います。（「あっていないということですね。分かりました」と呼ぶ者あり）

○議長（諸石重信君）

ほかございませんでしょうか。北沢議員。

○3番（北沢 聡君）

すみません、議案第30号、21ページですね。工事請負費のところの大町駅の構内の看板更新工事となっておりますが、これの内容と、構内だけですと、ちょっと場所がどちらなのか、例えば、跨線橋の中なのか、駅舎の中なのか、それともホームの上なのか、場所によりましては、恐らくホーム上であれば町外の人にもアピールになると思いますが、駅舎、または跨線橋であれば来町者、町内の方となりますので、どなたに向けてどんな内容であるのか、すみません、お伺いいたします。

○議長（諸石重信君）

企画政策課長。

○企画政策課長（藤瀬善徳君）

お答えいたします。

今回、佐賀県の駅を活用した地域活性化サポート事業の一環とそのイベントの中の一つとして考えております。駅のホームに現在10枚ほど表裏の看板がございます。そちらについて、

無人駅を活性化という趣旨もありまして、今回、更新等を考えているところです。

その内容についても、秋に向けてまでのこの活性化のイベントの中でいろんな募集をしたもの等々を看板に書いて、町のPR等に活用したいというふうに考えているところです。

以上です。

○議長（諸石重信君）

北沢議員。

○3番（北沢 聡君）

ありがとうございます。

これはホームもあるということによろしいですか。ホームにも設置されるということで認識してよろしいですか。

○議長（諸石重信君）

企画政策課長。

○企画政策課長（藤瀬善徳君）

駅のホームにでございます。

○議長（諸石重信君）

北沢議員。

○3番（北沢 聡君）

ありがとうございます。よろしく申し上げます。

○議長（諸石重信君）

ほかございませんでしょうか。三根議員。

○2番（三根和之君）

福祉課長にお伺いをしたいと思います。

実は、6月の補正予算の概要という形で総務課のほうから報告をされておりました、その中にオンリーワン魅力あるまちづくりに挑むということで、ノベルティグッズ作成、これが100万円ありますよと。この事業内容はどういうふうになっているのかをお伺いしたい。

○議長（諸石重信君）

企画政策課長。

○企画政策課長（藤瀬善徳君）

こちらのノベルティグッズというのは、今まで大町町をPRするためにいろんなハンカ

チとかペン、大町町のイメージを宣伝するためのもの、今、議員もつけておられますこちらの銃剣道これもノベルティグッズの一つでございます。こういったものを数年前に1回作っておりますが、在庫のほうも切れつつありますので、再度また製作させていただいて、大町町のPRのほうで活用させていただきたいと考えております。

以上です。

○議長（諸石重信君）

三根議員。

○2番（三根和之君）

ありがとうございます。

ちょっとごめん、補正予算の何ページに予算額として出てくつとかな。

○議長（諸石重信君）

企画政策課長。

○企画政策課長（藤瀬善徳君）

お答えいたします。

補正予算の21ページですね。21ページの消耗品費が158万4千円程度増えているところがございますが、その100万円が今回のノベルティグッズの分となっております。

以上です。

○議長（諸石重信君）

三根議員。

○2番（三根和之君）

ありがとうございました。予算項目も分かりました。

そのグッズは1セットどれぐらいになると。そして、今言う、ペンてろ、バッジてろ、ハンカチてろというのがセットになっているのか、ちょっと内容が分かりませんので、よろしくをお願いします。

○議長（諸石重信君）

企画政策課長。

○企画政策課長（藤瀬善徳君）

お答えいたします。

以前は先ほど申しあげましたタオルハンカチだったりとか、ペンとかを作成していただい

ております。今回、補正予算のほうを議決いただいた後に、また課内でこういったものが皆さんに喜ばれるものか、もう一度協議した上で作成をさせていただければと思っております。

○議長（諸石重信君）

ほかにございませんか。山下議員。

○5番（山下淳也君）

議案第30号の24ページですね。大町ささえあい元気商品券の内容と、想定されている配布時期がありましたら、よろしく願いいたします。

○議長（諸石重信君）

企画政策課長。

○企画政策課長（藤瀬善徳君）

お答えいたします。

24ページの大町ささえあい商品券につきましてですが、大体7月の中旬から下旬に向けて町民の皆様のほうに配布をしようと思っております。全町民の方に6千円の商品券をプッシュ式で送らせていただきまして、物価高騰に対しての補助と、それと消費の拡大になればということで、町内の活性化を含めて進めさせていただければと思っております。

以上です。

○議長（諸石重信君）

ほかにございませんでしょうか。藤瀬議員。

○8番（藤瀬都子君）

私も補正予算のほうでございます。

ページが11ページで、国庫支出金というところで、学校施設環境改善交付金が1,456万7千円入っております。これの使い道と申しますか、一応42ページのほうで金額は出ておりますけれども、この内容を教えていただきたいです。

○議長（諸石重信君）

教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（井手勝也君）

学校施設環境改善交付金についてお答えいたします。

歳入の11ページにつきましては、ひじり学園後期課程の体育館施設の工事に対する国からの交付金の内定通知によりまして増額となっております。当初予算では1,281万4千円を計

上させていただいておりましたけれども、このたび令和5年度で制度の内容が見直されたということで、工事の内容の断熱性の確保に対する工事分が増額というふうになっておりまして、その工事の内容の増額分が1,456万7千円というようになっております。

歳出につきましては、当初で予算をいただいております、その当初予算の工事分に対する国からの交付金という形になっております。

○議長（諸石重信君）

藤瀬議員。

○8番（藤瀬都子君）

42ページのところに中学校費ということで1,456万7千円というのがありますが、この使い道というか、そういった形でまとまっては出ていないですよね。すみません、そこをお願いいたします。

○議長（諸石重信君）

教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（井手勝也君）

お答えします。

先ほどの金額につきましては、補正予算の42ページの3項、中学校費の補正額の財源の内訳、そちらのほうで国県支出金のところに1,456万7千円ということで財源で充てさせていただいております。

○議長（諸石重信君）

藤瀬議員。

○8番（藤瀬都子君）

それでは次に、33ページの森林クラウドシステム更新業務委託ということで、これが22万円出ております。当初予算のところでは、利用料という形で9万3千円出ておりましたけれども、この説明をお願いいたします。

○議長（諸石重信君）

農林建設課長。

○農林建設課長（高田匡樹君）

お答えします。

この分につきましては、航空写真を最新のものに入れ替える作業となっております。シス

テム利用とはまた別です。

○議長（諸石重信君）

藤瀬議員。

○8番（藤瀬都子君）

もう一点です。

34ページになりますが、森林経営管理事業意向調査委託ということで、これは52万8千円出ております。この件をお願いいたします。

○議長（諸石重信君）

農林建設課長。

○農林建設課長（高田匡樹君）

この分につきましても、一応森林環境譲与税を活用して繰り入れて活用するものであります。

この内容につきましては、経営管理が行われていない森林について、市町が仲介役となって森林所有者と担い手をつくる仕組みを構築していくというものであります。これも森林環境譲与税を活用して行っていくものであります。

○議長（諸石重信君）

ほかにございませんか。早田議員。

○6番（早田康成君）

聞き忘れたことがございましたので。

同じく30号の補正で、37ページ一番下の工事請負費で、大町町道路附属物更新工事というふうなことで上げられていますけれども、どこをどういうふうに今、計画されていますか。

○議長（諸石重信君）

農林建設課長。

○農林建設課長（高田匡樹君）

お答えします。

この分については町内の道路照明灯の分になりますけれども、令和2年度に道路照明灯個別計画、いわゆる長寿命化を図るために計画をつくっております。町内にある道路照明灯が136基あって、この計画を策定した際に判定3、いわゆるちょっと支柱等の倒壊の危険があるということで、42基の分を更新をかけていくんですけれども、今、取りあえず照明灯を



LEDに換えて、最終的に、令和6年度に支柱42基の更新をかけていくということになります。

○議長（諸石重信君）

早田議員。

○6番（早田康成君）

結構あるみたいですが、一番早くやらないかんといいところはどこですか。

○議長（諸石重信君）

農林建設課長。

○農林建設課長（高田匡樹君）

この分は令和4年度から3か年で、取りあえず令和4年と令和5年はLED灯具更新、令和5年度については土場線の街路灯の更新をかけて、早くやらなければいけないという場所は42か所ありますので、具体的な場所は今ちょっとここでは申し上げることはできませんけれども、令和6年度には支柱を更新かけていくということです。

○議長（諸石重信君）

早田議員。

○6番（早田康成君）

ここのところにつきましては、また機会があれば。

続きまして、前も勉強会でちょっと聞いたんですけれども、コンビニの附属システム導入に関して、2,000人ぐらいが住民票をこの庁舎に来てお願いしているというふうなことだったんですが、これをつけることによって、高齢者についてはなかなか難しいでしょうけれども、ネット通販でコンビニに行って少しばかりあいつたところの操作ができる程度でなければできないと思うんですけれども、この2,000人かな、なかなか難しいと思いますけれども、どれぐらいの利用者があるというふうに考えられますか。

○議長（諸石重信君）

25ページの件でよろしいでしょうか。町民課長。

○町民課長（吉村秀彦君）

お答えさせていただきます。

今回、コンビニ交付を導入した場合、住民票の帳票と税とか、あと印鑑証明が出るような形になります。今、その3つを合わせて令和4年度で4,500件ぐらいの証明を出しております。

す。全体的に言いますと、その全体の証明書の割合でいきますと、76%ぐらいはコンビニ交付で出せるだろうということなんですけど、実際は、マイナンバーカードを取得されている方がその対象になってくると思います。

マイナンバーカードにつきましては随分普及をしてきていますので、その中で考えますと、単純に言ったら昨年証明を出した76%は出せるんですけど、議員も御指摘のあるとおり、まだまだ難しいとか、そういったところもございますけど、コンビニの交付を進めていく間に操作の仕方とか、そういったところもだんだん分かっていくのかなと思っております。

ほかの先行されているところでもありますけど、大体コンビニ交付の割合が15%とか20%ぐらいしかまだあっていないということなんですけど、今後、導入したら、そういったところをしていかないといけないかなと考えております。

以上です。

○議長（諸石重信君）

早田議員。

○6番（早田康成君）

大体その率だと思いますよね。今の国の情勢からして、国民の生活環境というか、そういったところからすると、やっぱりその数字だと思います。

ただ、これはずっとやっていくことによって広まっていくと思います。今の若い人たちがずっとあと10年、20年していくと、やっぱりそれだけの知識を持ってやれるということは、ほとんど国民の全体がそういうような形になってくる可能性はあります。事故のないようによろしくお願いします。

○議長（諸石重信君）

ほかにございませんでしょうか。三根議員。

○2番（三根和之君）

補正予算の30号で、ページ数が44ページです。そこに今回、大町町の給食費の補助が1,414万2千円追加で計上されております。

教育委員会のほうですけど、現在の物価高騰に伴って給食費の単価についてお伺いし、その1,400万円の基礎の内容報告をお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（諸石重信君）

教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（井手勝也君）

お答えします。

給食費の単価につきましては、小学校のほうは282円、中学校のほうは324円で計算をしております。

物価高に対しまして、今後、ちょっと足りないということであれば、また補正等をお願いしていく形になるかもしれませんが、今のところは、令和5年度につきましてはその単価を基に400名分の給食費の補助金としまして、今回、骨格予算だったために補正をさせていただいております。

○議長（諸石重信君）

三根議員。

○2番（三根和之君）

ありがとうございました。

これは財源的にはその他の財源を充当されているんですか。

○議長（諸石重信君）

教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（井手勝也君）

財源につきましては、ふるさと納税を充てさせていただいております。（「分かりました。以上です」と呼ぶ者あり）

○議長（諸石重信君）

ほかにございませんか。北沢議員。

○3番（北沢 聡君）

30号のページ数が36ページ、大町町新規創業等スタートアップ支援事業補助金についてでございますが、近年、何件か御利用もあられているようで活用されているようです。

これにつきまして、内容の説明をもう一度、これを今必要な方にどういうふうにPRをされているか、現状どのようになっているか、すみません、お伺いをいたします。

○議長（諸石重信君）

企画政策課長。

○企画政策課長（藤瀬善徳君）

お答えいたします。

大町町新規創業等スタートアップ支援事業補助金ということで、こちらにつきましても、当初予算が骨格予算でございましたので、復元をさせていただいております。

町内のほうでやる気を持って創業や、もう既に創業をされる方が新たな事業所とか、そういったものを今回の予算の範囲内で出すというものでございます。機械、工具、設備等、あと建物の改装を含めたところで2分の1の上限が50万円、これが町民の方が新たにこちらで起業するという場合はプラス20万円とか、そういう制度でございます。

商工会等に相談があれば企画政策課のほうにも相談が回ってくるようになっておりますので、その都度、今回、対応させていただきたいと考えております。

**○議長（諸石重信君）**

北沢議員。

**○3番（北沢 聡君）**

よく分かりました。ありがとうございます。

**○議長（諸石重信君）**

ほかにございませんか。早田議員。

**○6番（早田康成君）**

勉強不足で分からなかったんですけれども、補正の37ページ、大町町道路ストック点検業務委託というところで、内容をちょっと教えてください。

**○議長（諸石重信君）**

農林建設課長。

**○農林建設課長（高田匡樹君）**

この分につきましては、町内にあるカーブミラーになります。

町内には、管理している反射鏡が258基あって、これは法的に点検しなければいけないという規定はなくて、義務ではないんですけれども、劣化が目立ち、定期点検が必要ということで、例えば前回は平成27年度に行っております。その際、判定3、改善が必要という箇所は全部対策が済んで8年たっているので、また点検を行って、悪いところがあれば改善していくということになります。

**○議長（諸石重信君）**

早田議員。

**○6番（早田康成君）**

ところで、補正のところの37ページの同じことなんですけれども、大町町道路附属物更新工事があったので、道路に関してここに当てはまるかどうか分からないんですけれども、JAから下りてきたところの四差路があるじゃないですか、浦川内から。あそこは3か月ぐらい前に横断歩道をつくるような線を引いたりなんかしとったんですけど、あの分はいつ頃になるんですか。これには関係ないですけど、ちょっと教えてください。

**○議長（諸石重信君）**

その件は……（発言する者あり）

ほかにございませんか。三谷議員。

**○7番（三谷英史君）**

一般会計37ページ、一番下ですけれども、道路維持補修費、町道旭町・弥護原線、そして、次にまた開いて、道路新設改良費の工事請負費で、町道不動寺線神山工区ですけれども、まず場所を特定して、そして今後、何か予算関係をつけて事業者の入札か何かせんといかんですけれども、大体時期はいつぐらいにやろうというふうに考えておるのか。

それと、近所の人たちとかに協力を得んといかんような通行止め等をやっぱり想定されるものなのかどうかですね。

それと、これはボタ山を通るところでもありますので、ボタ山の開園、閉園、それに影響が及ぶかどうかという、現時点で分かる範囲でいいですけれども、ちょっとお伺いをいたします。

**○議長（諸石重信君）**

農林建設課長。

**○農林建設課長（高田匡樹君）**

まず、旭町～弥護原線ですね。この分につきましては、ボタ山関連災害、災害ごみですね。あと県の砂防事業で舗装が著しく破損したことにより、舗装の打ち替え、路盤の入れ替えを行うものであります。

具体的な時期につきましては、まだボタ山北側の県事業で行われている砂防事業が続くということで、これの進捗を見ながら、大体我々としては10月ぐらいには発注したいと考えていますけれども、まだ県事業が続くようであれば、進捗を見ながらルート変更も含めて、そこら辺は検討していきたいと思っております。

今、土日祝日のみ開園だから平日は閉園をしていますけれども……（発言する者あり）

○議長（諸石重信君）

三谷議員。

○7番（三谷英史君）

工事が必要なときに、何かそういうボタ山わんぱく公園の開園関係に影響があるかどうかということをおちょっと。

○議長（諸石重信君）

農林建設課長。

○農林建設課長（高田匡樹君）

その辺も含めて、平日も開園できるかどうかもおちょっと今後検討していくことになると思います。

次、不動寺線ですかね。この分につきましても、今、総延長が380メートルで残りが140メートルありますので、一応この補正予算が通れば県のほうに補助金申請とかをかけていきますので、交付決定を受ければ大体9月頃に発注をかけたいと思います。そこら辺の通行止め関係も今後、地権者とか地元とかとも協議していかないといけないと思います。

○議長（諸石重信君）

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（諸石重信君）

ないようですので、これで町長提出の議案に対する質疑を終わります。

## 日程第2 議案等の委員会付託

○議長（諸石重信君）

日程第2. 議案等の委員会付託を行います。

議案は、お手元に配付の議案付託表のとおり、それぞれ関係委員会に付託することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（諸石重信君）

御異議なしと認めます。よって、議案は議案付託表のとおり、関係委員会に付託することに決定いたしました。

以上で本日の日程は終了いたしました。よって、本日の会議はこれにて散会いたします。  
議事進行についての御協力、誠にありがとうございました。

午前10時46分 散会